

Title	小作料の高低
Sub Title	
Author	気賀, 勘重
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1922
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.16, No.7 (1922. 7) ,p.889(1)- 916(28)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19220701-0001

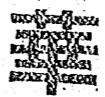
慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

慶應義塾の
三田通りの

カフエー

米



堂

電話高輪二二六六

- カルピスとソーダ水
- 冷いコーヒーと紅茶
- 宴會至便料理と菓子は御存じの美味

三田學會雜誌 第十六卷 第七號

論 說

小作料の高低

氣 賀 勤 重

近來世上の問題と爲れる所謂る小作爭議は我國に於ても決して新なる現象に非ず。廣く全國を通覽すれば歳末より新春に亘れる小作料納付期の前後に於て地主と小作人との間に多少の紛議を生ずるは實に農村に於ける年中行事の一部なり。殊に凶作其他の原因に基づく農村不況の年度に於て然りとす。一昨年以來一部地方に起れる小作爭議の從來の紛議に比して著しく深刻を加へたるを、昨

年末に於ける紛議の數著しく増加したるとの兩事實は、最近に於ける此紛議の性質甚だしく悪化したるやの感を抱かしむるもの無きに非ず。一部の地方に於ける小作人一派の主張する所を聞き、之が先登に立てる者の所論に徴する時は、世界大戰以降に於ける我國思想界の動搖と曩に工業及び鑛山業等の方面に頻發せる勞働爭議の狀勢とに照して、殊に此感を深からしむるものありと雖も、併し靜に此種爭議の實狀を考察すれば、其多數は從來の年中行事的のものと性質を異にせる所なく、一部の運動者流の誇張し一部神經家の杞憂せる程のものに非ざるが如し。即ち舊臘及び今春に於ける此種爭議の頻發は昨年度に於ける凶作の餘波にして敢て異とするに足らず、又小作人の實際に要求する所は小作料の輕減又は其増額要求の撤回、若しくは一部地主の冷酷なる態度の矯正にして、地主階級一般に對する反感又は土地所有權否認の思想に胚胎せる爭議は僅數の例外に屬せるの狀あり。

紛争の渦中に於ける小作代表者の主張を觀れば、勿論其間に矯激なる議論を爲す者なきに非ず。或は全然地主の權利を否認し、或は勞働生産説を高唱する等、全く社會主義者の口吻を弄する者ありと雖も、小作人一般の眞面目の主張が現制度の根本主義に對する反對に非ず、革命に達せざれば満足せざる性質のものに非ざる次第は、爾來僅々數閱月にして其爭議の殆ど全部が終息し、然かも其終息が殆ど全部例年の如く地主及び小作人の相互の妥協と互譲とに依りて成りし事實に徴するも之を窺ふを得可し。小作人は一般に智識幼稚にして理性に乏しと雖も、兎に角自ら責任を負ふて其經營に當るの人々なり。全然前後の利害を忘却し單純なる感情に驅られて現制度の破壊に熱中するの徒輩に非ず。我國民の性情、兎角感情に馳せて其行動もすれば輕躁に流れ易き傾ありと雖も、一般の人民は四圍の事實を顧みず、只管新を競ひ奇を衒ふの餘り、昨は自由主義を唱へて今は社會主義を高唱し、朝に「ミル」バスチャー」を祖述して夕に「マルクス」クロボトキン」に渴仰する一部の時流思想家の如く輕佻なるものに非ず。一般に思想行動共に遲緩にして保守に傾き易き農村上下の人民に於て殊に然り。一種の目的より一種の色眼鏡を以て之を觀察するの人士に非ざる限り、最近に於ける大多數の小作爭議に於て革命的運動の性質を認むるを得ざる可し。一部の小作爭議、殊に所謂煽動者

流の煽動に近因を發せる爭議に於て、一見頗る過激なる思想感情の發露せるものありとするも、それは畢竟爭議の根本目的たる小作料其他の小作條件の緩和を得んとする一種の方便、一種の手段として所謂新思想の假面を借りたるものに過ぎず。實際には概ね眞率の目的此に在るに非ざるなり。

小作爭議の原因には種々あり。曰く小作料の引上、曰く小作料收納方法の變更、曰く地主の冷酷、曰く風水害、虫害等に基づく不作、曰く小作人の怠惰等算し來れば殆ど限あることなし。我國に於ける最近十年間の此種爭議に就きて農政當局者の調査せる所に據るも、約三十種を擧ぐるを得可し。然りと雖も概括して之を觀れば、吾人は之を經濟上の原因と非經濟上の原因との二種に分つを得可し。即ち小作料の引上又は其引下の要求、不作に對する小作料割引の多少、公課又は土地改良費用の轉嫁等は經濟的原因にして、地主の冷酷、地主に對する反感、付和雷同等の如きは非經濟的原因に屬せり。而して最近二三年來最も重要の一原因と認めらるゝ所謂思想の變動及び煽動なるものは本來獨立の一原因に非ず此等兩種の原因を背景とし之に乗じて之を激發せしむるものに外ならざるなり。

然り而して小作爭議中最も重大視す可きは經濟上の原因に基くものなり。非經濟的原因に出づるものは、或は一時的の誤解に基つき將た或は地主又は小作人の個人的徳性に基因するものにして、概ね局部的地方的の紛議に屬し、其解決も亦意志の疏通、双方の互讓的態度變更に依りて之を求むるに難からず。從て其紛議も多くは一時的性質のものに屬せり。唯地主一般に對する小作人階級の反感といふ如き階級争闘の感情に出づるの紛議は頗る永續的の性質を有し、其解決亦甚だ至難なりと雖も、斯る感情が實際に廣く我國の農村に侵入せるや否や頗る疑ふ可きこと前述の如きものあり。縱令ひ一小部分の地方に既に潛入せるありとするも、我農村人民の性情と經濟的境遇とが永く此感情の存續を許すものありや否やは甚だ疑なきを得ず。蓋し斯る感情の侵入は一般に先づ經濟的階級間の懸隔顯著なるものあるを必要とする次第なるに、然るに大部分の地方に於ける我農村は多數の中小農及び零碎農の間に例外的に僅數の大農場主介在し、其間階級の區別殆ど明に認め得可きもの無きの常なればなり。加之、多少の階級的懸隔ありと雖も、富者が富の力を以て貧者に壓迫を加ふるに非ざれば、所謂階級の反目は發

生するものに非ず、地主對小作人の關係に於て地主が小作料其他の小作條件を寛大にし、經濟的に小作人を苦むるなきに於ては、地主に對する階級的反感は殆ど全く發生することなかる可し。此點に於て階級的反感に出づる紛争は又正に一種の經濟的原因に出づるの紛争たるなり。

依是觀之、我國に於ける小作争議の核心は今日尙ほ依然として小作料の高低に在り。小作人より觀れば地主の權利の否認又は小作料の否認は其目的に非ず。目的とする所は小作料の低減と小作料引上の拒否とに在り。敢て現經濟制度に反對せんとするに非ず、現經濟制度の下に於て單に小作料其他之と性質を同ふせる小作人の負擔を可及的輕減せんとするに在り。而して小作人の此希望此盡力に對して可及的舊來の小作料を維持し且つ土地改良其他適當の理由ある限り其引上をも要求せんとする地主當然の態度が即ち小作争議を發生せしむる所以たるなり。

斯る争議が敢て最近初て發生せるの事實に非ずして、古來常に多少其跡を存せしものなる次第は前述の如しと雖も、併し此争議が最近數年以來、就中大正九年以降に於て殊に著しく其數を増加し、其紛争の程度亦一層の深刻を加ふるに至れる所以のものは、其間相當の原因の認む可きものなきに非ず。小作料の變動を生ぜしむ可き幾多の原因の特に著しく其間に發生したること、地主及び小作人共に此原因に對する明確なる理解を缺き、從て兩者の間に誤解を生ずる場合多かりしこととは即ち是なり。蓋し、戰時及び戰後に亘れる我通商關係の變動と物價の激變とは各種産業の生産の上にも所得分配の上にも甚だしき變動を與へたるものあり。從て農業の關係者亦等しく此變動の圈外に立つを得ざりしなり。然るに由來一般に經濟界の趨勢に迂なる農業關係者は、多くは此間に處して自家の經濟的地位の變化を充分に悟了せず。唯、僅に自家に有利なるの事實は之を認むるも、不利なるものは殆ど全く之を了解することなく、從て求む可きは之を求むるも、讓る可きは之を讓るを思はざりしあり。是に於てか所得分配上、地主と小作人との間に紛争を生ずるに至る。惟ふに小作料の増減に關する争議の最近著しく増加せる所以正に此に存せり。敢て他に在るに非ざるなり。

果して然りとせば、最近に於ける小作問題解決の第一の要件は適當なる小作料

高低の標準決定と爭議者双方をして此標準を明確に了解せしむることゝに在らざる可らず。敢て問ふ、小作料高低の標準如何。

二

小作料の經濟的性質如何に就ては世間の見解未だ必ずしも一樣ならざるものあり。一方には之を以て純然たる經濟的地代なりと見做す者あると共に、又一方には土地を目して一種の資本と爲し、小作料を以て其利子と見做す者あり。更に彼の小作人を以て一種の労働者と爲し、小作人の所得を純乎たる労働所得と見做す者もあれば、又小作料をば一種の企業利潤と同一視せる者もあるの有様なり。由來小作には種々の形式あり。從て地主と小作人との間に於ける收穫分配の割合並に其分配率の決定方法の如きも亦種々様々なるが故に、實際上幾多の小作料の中には或は資本利子の性質を有する部分あり、或は企業利潤の性質を有する部分をも包含するあり、又場合に依りては經濟的地代をも全部包含することなく、僅に其一部分を示すに過ぎざるものあり、其性質決して一樣ならず。然りと雖も、我國に於て最も普通に行はるゝ小作の形式に就て之を觀れば、小作人は地主より土

地を借入るゝの外、自ら經營に必要な資本と勞力とを用意し、一切の損益を自己の責任に受けて農業の經營に従事する者に屬し、地主に支拂ふ其小作料は土地の生産力に對する報酬、即ち純然たる經濟的地代の性質を有せり。勿論小作人中には或は住居、納屋又は種子肥料等の供給を地主に仰ぐ者あり、從て之に對する報酬即ち資本の代償及び利子の小作料中に含まるゝことありと雖も、斯の如きは寧ろ少數の例外に屬するのみならず、其例外の場合に於ても地代に對する一小部分の追加たるに過ぎず。小作料の本態を爲せるものは主として土地の産出力に對する報酬に外ならざるなり。

勿論、土地の産出力は單に地味氣候又は位置等の如き自然的關係のみより成れるものに非ず。開墾、排水、灌漑等の如き既往に於ける幾多の勞力又は資本の投入に基因せる所亦決して少なしとせず。從て其産出力に對する報酬の一大部分は又資本に對する報酬即ち利子と見做す可らざるに非ずと雖も、併し此種の投入資本は一度土地に投入されたる以上、復た土地其物と分離するを得ず、土地の自然力と全然融合して其産出力を構成するもの爲りたるの實あり。理論上より言へば

一種の資本として之を區別し得ざるに非ずと雖も、其資本は一定の用途の外全く他に流用の方法なき最も特定のなる資本にして、然かも永遠に原價回收の途なきものに屬せり。從て其價值も爾餘の一般資本と異なり、一に此使途に於ける其生産的効力の多少如何に依りて決定せらるゝものにて、事實上、土地の價值の一部分たるに過ぎず。所謂分配上に於ける其參加の權利も亦土地所有權と分離さるゝことなし。然れば此種特定資本に對する利子は暫く之を自然の産出力に對する報酬と併せて共に之を地代と見做すも事實上復た大過なかる可し。

小作料の本質既に斯の如く土地の産出力に對する報酬に外ならずとせば、其高低は當然地代決定の理法に從て決定せられざる可らず。然るに經濟學者の一般に教ふる所に據れば、此地代は土地の生産物の代價と該生産物の生産に費されたる資本及び勞力の報酬即ち生産原費との差に依りて定めらるゝ一種の差益所得なりといふ。即ち土地の生産物には常に其當時に於ける需要供給の關係に依りて自ら一定の市價の決定せらるゝものあり。而して其一方に於て勞働の報酬たる賃銀も資本の報酬たる利子にもそれ〴〵其需要と供給の關係に依りて決定せ

らるゝ一定の率の存するものあり。此場合に於て生産物の代價中より其生産に投せる資本の償却高と其利子並に勞働の報酬とを控除せる殘額が地代と爲るなり。若し此殘額の存するものなければ、賃料を支拂ふて土地を使用せんとする者なかる可く、從て地代は發生することなかる可し。其收穫が比較的僅少にして單に之に投せる資本と勞力の報酬を償ふの外、復た餘す所なき所謂限界耕地に地代の生ぜざるは畢竟此殘額なきが爲にして、經濟學者が或は地代は生産費を構成せずといひ、或は地代は高き物價の原因に非ずして其結果なりといふも、一に斯る事情あるが爲に外ならず。要するに地代は何れより觀るも、生産物の物價先づ定まり資本及び勞力の報酬先づ定められて、然る後此に初て決定せらるゝ差益所得なるの次第に就ては、世間復た何人も異議なき所なる可し。

當今の經濟上、幾多の土地が斯る差益所得を生せしむるの力ある次第は、地味、地質、又は位置の相違よりして、之に投せる資本勞力の等しきに拘らず、之より生せる收穫に幾多の相違を現はすの事實を觀れば自ら明なる可し。苟も現に經濟的に使用せらるゝ各個の土地の收穫に相違ある以上、否な土地生産物の價值割合に高

く、其生産に投せる勞力と資本の報酬を償ふて尙ほ餘ある以上、此差益は必然的に發生す可きものにして、如何なる社會制度も此差益の發生を阻止し得ることなし。唯、此差益を何人の所得に歸せしむ可きやに就ては世間多少の議論なきに非ず。或は之を國家社會の共同所得に歸せしむ可しと言ひ、或は之を其經營に任せる勞働者の有に歸せしむ可しと言ふ。然れども社會全般の利益といふ見地よりして土地の私有權を認め、其所有者をして適宜之を利用せしむること、定めたる以上、此差益は必然之を土地所有者の所得に歸せしめざる可らず。蓋し、此差益は勞働の産物とのみ稱するを得ず、又資本の結果とも目するを得ず、全然土地の産出力の結果と觀るの外なければなり。若し之に反して之を勞働當事者の所得に歸せしめんか、其勞働者は斯る差益を得ざる勞働者に比して過大の報酬を貪る次第と爲り、此に不公平を生ずるを免れざる可く、又之を資本提供者の所得に歸せしむるも等しく不公平に陥るの弊を免れざる可し。依是觀之、此差益こそ正に土地所有者の享得す可き所得にして、土地所有者としての所得は此差益所得以外に復た之を求む可らず。従て小作料にして前述の如く主として土地の産出力に對する報酬

なりとせば、其料額は又必然此差益に準じて之を定めざる可らず。此差益以上の小作料を要求するは、該差益以下に之を引下ぐるを要求すると等しく、共に不當なるを免れざる可し。

小作料の標準正に斯の如く土地の經濟的地代に存し、而して其地代は一に生産物の代價と生産原費の差益に外ならずとせば、小作料の高低は正に此生産物價の高低と生産原費の多少とに準じて、適宜之を決定せざる可らざるなり。

三

然れば土地の生産物の代價と共に其經營の失費に變動なきか、或は多少變動ありとするも其變動が生産物價と生産原費の双方に同程度に發生せる場合には、一度決定せる小作料は復た之を動かすの必要なく、従て此料金に對する不平も不満も發生することなかる可しと雖も、由來諸物價の高低は常に斯の如く賃銀並に利子の高低と歩調を一にするものに非ず。農産物の市價騰貴せるに拘らず、人口著しく増加して賃銀割合に騰貴せざることあり。肥料及び勞力の經費甚だしく増加せるに拘らず、外國農産物輸入の増加せるが爲に、農産物價却て下落するに至る

ことあり。肥料、賃銀等農業經營の失費に甚だしき變動なく、農産物價亦變動なきも、然かも其一方に於ける耕作法の改善、土地の改良等の爲に土地の生産物著しく増加して、其收穫と失費との差益大に増加するに至ることあり。其他種々様々の變化變動は殆ど斷えず此土地收穫物の總代價と之に要せる勞力及び資本の失費との均衝を攪亂して、常に地代變動の因を爲しつゝあるものあり。而して既往數十年來の實跡を觀れば、此變動に應じて所謂小作料なるものも亦、縱令ひ徐々ながらも漸次それ〴〵に高低したるの實あるを見る。

即ち古き歴史を有し人口相當に稠密なる邦國中、多數の地方に於ては、農業技術の改善、農産物の増加共に相當の進歩を爲せるに拘らず、農産物の供給は以て其需要を充たすに足らず、其市價割合に騰貴して土地の收穫遙に賃銀及び資本の出費以上に達し、小作料漸次騰貴せるものあり。明治初年以降最近に至る我國の農村の如きも亦斯る現象を示せる地方少からず。然れど又地方に依りては農産物の收穫に著しき増加なく其市價亦顯著なる騰貴を示さざるに、然るに勞働者の賃銀は商工業發達の爲に著しき騰貴を生じて農村は勞働の不足に苦しみ、農業地賃貸

の料金を爲に減少せざるを得ざるに至れるものも亦其例決して少しとせず。例令ば交通機關發達の爲に他の新開地方又は外國より低廉なる農産物の輸入を見るに至れる幾多の地方、又は附近に急激なる商工業の勃興を見るに至れる農村の如き何れも皆其類なり。近世世界各國の大勢は一般に人口の増加の割合、農産物の増加の割合以上に出づるの風あり。従て地代も亦一般に騰貴の趨勢に在るものと推斷せらるゝも、然かも事實上此推斷の當れるや否やは既に頗る疑なきに非ず。或は縱令ひ此推斷にして大體上誤なしとするも、然かも、各國各地方に就て逐一其實狀を調査すれば、人口の増減、交通及び交易關係の變動、農業技術の進歩、商工業其他の産業の發達等の關係よりして、各地方それ〴〵に或は地代の向上を促がし、或は之が低落を惹起しつゝある幾多の原因の種々様々に作用しつゝあるを見る可く、従て其高低の趨勢の必ずしも同一視す可きものに非ざる次第を發見するに難からざる可し。地代は決して經濟學者が一般に大勢論として教ふるが如く、間斷なく常に騰貴の趨勢をたどりつゝあるものに非ず。實際上に於ては之を支配する兩方面の原因即ち收穫物の總代價と生産原費を構成せる各種費目との關係如

何に據りて時に或は必然的に低落せざる可らざるなり。例令ば最近五六年間の我國に於けるが如く肥料及び勞力の代價三倍四倍の騰貴を示せるに際し、若し其一方に農産物の代價の之に相當する騰貴なく、其收穫亦顯著なる増加を致すものなきに於ては、地代は到底其舊來の額を維持するを得ざる可し。若し強ひて之を維持せんとせば、之に投せらるゝ勞働も資本も他の同種の勞働又は資本と同様の所得を得可らざる次第と爲り、此に其勞働と資本とは、漸次農業を去つて他の有利なる産業に移るに至るを免れざる可し。斯る場合に於ては小作料の低減は蓋し必然的の趨勢なりと言はざる可らず。

四

勿論土地の收穫には年々豊凶の相違あり。農産物の市價亦常に一樣ならず。資本及び勞働の報酬亦年と共に多少變動するの實あり。從て嚴密に之を精算すれば土地の産出力に對する報酬として地主に歸す可き地代の料額は年々歳々多少の變動を來たしつゝあるなり。然れど前後數年間を通じて之を觀れば、豊凶の年度は大體循環的にして其平均を觀るに難からず。肥料種子等、經營資本の代價

亦多くは收穫物の代價と平行するの常にして其間に甚だしき不權衡を生ずること少なく、而して又農村に於ける勞働者の移動は都市の工業界に於けるが如く容易なるを得ず、其供給は需要と共に年々顯著なる異動なきを常とす。其結果、小作料は多年に亘りて多く變更せらるゝことなきも、然かも多くは不當に陥ることなきの狀あり。殊に農業經營の技術に著しき變化なく、農業の收穫其經費と共に年々略、其額を等ふせし往時に在りては、小作料は十數年否な數十年の變更を見ずして殆ど確定的と爲れるの地方も少なしとせず。而して由來舊慣を墨守するの傾ある農村人民の性質と、生活の安全を好んで容易に他業に轉するを欲せざる其性情とは、損益の打算に遲鈍勝なる其經濟的無智識と相待ちて、現に最近に至るまで、斯る状態を持續せしめたるの地方も少からざるなり。

惟ふに其經營方法と數年平均の收支に急激の變動なきを常とせる農村人民に取りては、此小作料の固定的傾向は地主の爲にも小作人の爲にも概して便利なる可く、又土地の生産力より生ずる實際の差益所得と小作料との間に甚だしき懸隔を生ぜざる限り、双方何れの不満をも惹起することなき正當なる料金決定の方法

たる可し。然りと雖も多年の推移變遷の間、其固定的小作料と實際の地代的差益との間に著しき懸隔を生ずるに至らば、小作料は須らく適當の程度まで之を引上げ又は引下げざる可らず。蓋し然らざれば何れか一方に不當の利益を與ふるの次第と爲り、之が爲に不利を蒙れる者之を自覺するに及んで必ず其間に紛議を生ずるを免れざる可ければなり。急激なる經濟界の變動の爲め土地生産物の代價と其生産原費との關係に顯著なる變動を生せる場合に於て殊に然りとす。而して此點よりして之を觀れば、大戰勃發以降に於ける急激なる物價の變動と異常なる商工業の發達とは農業用地の地代の上に著しき變動を及ぼせるものなきに非ず。開戦以來の所謂物價騰貴は殆ど諸貨物一般の上に現はれりと雖も、其騰貴の割合は物に依りて區々一様ならず。而して之を大觀すれば其騰貴率は一般に農産物に於けるよりも工業及び鑛山業の産物に於て遙に著しく、内國産物よりも外國産物に於て遙に大なりしの狀あり。其結果として、商工業の収益は農業の収益よりも遙に著しく増加し、工業及び鑛山の労働者の賃銀は農業労働者の所得よりも著しく増大せり。此に於てか平時に於て農業に投せらる可き幾多

の資本と労働とは農村を捨て、都市及び鑛山に走り、商工業の般賑に反して農村は不振の狀を呈せり。商工業鑛山業の般盛は農産物の需要を増加し其市價復た爲に勝貴せりと雖も、其騰貴に伴ふ収益の増加は到底商工業に及ばず。般盛なる商工業の利益は益、其事業を擴張せしめ、益、多數の農村労働者を此に吸収して農村に於ける労働者の不足を喚起し、其不足は著しく農村労働者の賃銀を騰貴せしめたり。而して此賃銀率の騰貴は收穫物の騰貴より生せる農業の収益増加分を相殺して尙ほ其上に出づるものあり。當時の農産物價にては農家の經濟は到底持續す可くも非ず、農村は曠廢の外なしとの嘆聲は、管に小作人よりのみならず、自作農及び地主側よりも亦等しく發せられたる嘆聲なり。加ふるに我國農家の經營資本の主要部分を成せる肥料は工業の産物たる人造肥料並に漁業の産物より成れる結果として、其市價騰貴率亦遙に内國農業の産物以上に出で、農業の収益をして更に著しく減少せしめたり。從來世人は屢、農家經濟の數字を引用して小作農の生活の窮狀を説くの常なるも、此生活の窮狀は單に小作農に止まれるの現象に非ず。自作農も亦等しく同一の窮狀に在るなり。試に各地農會の發表せる農家經

濟の表を取りて詳に之を點檢せよ。耕地の收穫中より之に投せる資本と労働に對する相當の報酬を控除して尙ほ餘す所幾何かある。土地の所有者が地代として享得し得可き部分は殆ど皆無又は極小部分に過ぎざるなり。

要するに商工業の發達は一般に先づ都市労働者の賃銀を騰貴せしめ、其騰貴は延ひて農村労働者の賃銀を騰貴せしめて、此に地代を減じ小作料を低減せしむるの原因と爲らざるを得ず。農業上經營資本として利用せらるゝ肥料其他の材料の騰貴も亦同様の作用あるものなり。故に若し其一方に於て之を償ふに足る可き收穫の増加又は收穫物の騰貴なきに於ては、土地其物の價值産出力は此に必然的に減少せるものにして、地主は當然其小作料を低減せざる可らざるなり。

最近二年以來、我商工業界の發達は正に其絶頂を經過して沈滞の域に進み、農業經營の資料亦漸落の步調を示して資本の方面に於ける生産原費は農産物價と略權衡を得るに至れるの觀なき非すと雖も、賃銀の高率は今尙ほ依然として容易に舊態に復す可くも見えず。而して農産物の市價は騰貴の趨勢なくして却て低落せんとし、昨年の凶作に拘らず、穀價は既に最高時の六割内外を往復するの有様な

り。縱令ひ多年來殆ど習慣的に確定せる所なりとはいへ、斯る狀勢の下に於て舊來の小作料を其儘に維持せんとするは無理なる注文といはざる可らず。適當の程度に之を引下ぐるは經濟上當然の處置にして、之を引下げざるが爲に小作爭議發生せるとせば、其罪は正に地主に在りといはざる可らず。

斯く言へばとて勿論吾人は小作爭議の不理智に地主に在りといふに非ず。又全國各地方何れも其小作料は之を引下げざる可らずといふに非ず。唯、上前の如き條件の具備せる場合、即ち附近一帯の賃銀著しく騰貴し農業經營の經費大に増加せるに、然るに之を償ふに足る可き收穫の増加もなく又農産物の市價騰貴も現れざる場合に於て、適當なる小作料引下の要求に應せざるは經濟上地主の不理智といふのみ。從て若し之と反對の事實存する場合に於て、相當なる小作料の引上に應せざる小作人あらば等しく之を不理智といふ可く、又斯る變更の理由なきに強ひて之を變更せんとする者あらば吾人は之を不當視するに躊躇せざる可し。唯、吾人は最近に於ける物價と賃銀の實狀に鑑み、我國內幾多の地方に於て小作料引下を必要とする場合決して少からざる可きを推想するなり。

惟ふに如上の理法にして地主及び小作人に明確に知了せられ適當の時期に於て適當なる程度の小作料引下の實行せられたりしならんには、最近に於ける小作爭議の大部分は發生せずして終りしなる可し。又縦令ひ斯る引下なくとも農産物市價騰貴の趨勢を爾餘の諸物價と平行せしめ、農業の所得をして商工業方面の所得と權衡を保たしむるの方策を取りしならんには、亦等しく此爭議の發生を避け得たりしなる可し。然るに事此に出でず、市井の輿論に追從して只管農産物價の騰貴を抑制し、農民の所得増加を減殺せしめんとせる最近の所謂物價政策は、縦令ひ其效果の顯著なるものなかりしにせよ、爾餘の諸産業に比して農業の收益を少からしめ、以て間接に小作爭議を助成したるものといふ可きなり。

五

農業貸銀の騰貴又は肥料其他の經營資本の失費増加より生ずる生産費増加の負擔を地主に轉嫁し、地主をして小作料を低減せしむるを至當とする如上の所説に對しては、世間幾多の人士の非難を免れざる可し。蓋し當今小作料問題を云爲する我國朝野の人士中、土地を以て一種の資本と爲し、地價に對する小作料の利廻

を計算して、小作料の高低を斷ずるの人少からず。而して此見地よりすれば我國の小作料は僅數の例外を除くの外、爾餘一般の資本收入に比して概ね頗る低率なるを常とし、其間決して多く低減の餘地を存せざるの觀あればなり。世間往々地主の收入の寡少なる事實を擧げて小作爭議に於ける小作人の態度を難するが如き、將た又多數の地主が當時の地價に對する小作料利廻の計算を示して、或は小作料低減の要求を拒絶し、或は小作料の引上を要求するの理由と爲すが如き、何れも皆其類にして、農政の當局者及び農政を論ずるの人士が穀物其他農産物の生産費を計算するに當り、土地の代價に對する一定の利子を其中に計上するが如きも、亦同一の思想に出でたるものなり。

然れど土地に一定の價值あるものと想定し、之を一般の資本と同一視して一定の収益を生ずるものと斷定するは、其根本に於て本末を誤れるの謬見なり。土地其物は本來の價值あるものに非ず、生産の要素たるが故に價值あり、生産力を有するが故に價值あるなり。之に資本と勞力を投じ、而して其資本及び勞力の失費以上の價值ある生産物を生ずるが故に價值あるなり。故に其價值の大小は一に此

生産力の大小如何に依りて決せられ、該生産力にして先づ減少せんか地價は即ち低落す可く、其生産力先づ増大せば地價亦之に準じて騰貴す可し。即ち此生産力の對價たる地代は原因にして、地價は其結果に過ぎず。従て小作料先づ定まりて然る後、地價は之に準じて高低す可きものなり。舊來地價の騰落が常に農産物の市價と市場利率の高低とに準ずるの傾あるは、畢竟小作料が一般に農産物の價格を標準として定められ、而して土地の賣買が一般に此市場利率を標準として此小作料を還元せる資本價值に依りて行はるゝの實あるが故なり。先づ地價を一定して小作料を之に準せしめんとする思想の、本末を顛倒せるものなること又以て知る可し。

生産上に於ける效力、即ち吾人の所謂る生産力を標準として其價值の決定せらるゝは、決して單に土地に限れるの事實に非ず。一切の生産要素皆等しく然らざるはなし。殊に此點に於て資本は等しく物的要素として其性質頗る土地と相類せるものあり。加ふるに交易の制度發達して土地も亦一種の交易物視せられ、其價值常に資本に見積らるゝに至れるの今日、之を以て一種の資本と看做すも一概

に之を不當視するを得ずと雖も、併し此場合に於ても吾人は決して之を隨時任意に各方面の事業に利用し得可き所謂る一般資本又は流通資本なるものと同一視す可きに非ず。一般資本なるものは通貨の形態を具ふる資本の謂ひにして、其使途は一定せるものに非ず。其所有者の意志に従ひ商工業其他何れの産業にも之を流用し得可きものにして、通例常に一定の利子を生ずるものは即ち此種の資本なり。蓋し此種の資本は常に有利なる事業の方面を尋ねて之に赴き、利益を生せざる事業には投入せらるゝことなければなり。然れど此資本一度一定の事業に投せられて機械、建物其他特定の形態を具ふるに至るや、其資本は此に所謂る特定資本と爲りて、其特定の使途以外復た他に之を流用し得ざるに至る。然る時は其の資本價值は前にも言へるが如く復た其生産費若しくは購入費の大小如何に據ることなく、一に其生産的效力の多少如何に依りて決定せらる可し。蓋し其所有者並に社會に取りての該特定物件の價值は生産に資する其效力に外ならざればなり。例令ば如何に巨費を投せる工場設備と雖も其工場の産物全く不況に沈淪して販賣するに由なく、其工場は永く之を閉鎖して他に利用するの途なしとせば、

該工場設備は所謂る潰し直、即ち鐵材石材又は燃料としての外全く價值なかる可く、若し又之に反して其事業隆盛を極め、其收益が建設費の四割五割に達せば、其資本價值は生産費の四倍五倍にも達す可きが如し。此點に於て特定資本の價值は其性質全く土地の價值と相類せり。唯、其收益力の増加永く繼續せる場合に於て、特定資本は同種企業に對する一般資本の流入に依り間もなく其數を増加するの傾あるに反し、土地には斯る増加的傾向の著しからざるを異とするのみ。

土地を一種の資本と觀れば、其資本は全く特定のなる資本なり。土地に對する賃貸料を其購入代價に依りて決定せんとするは、恰も古工場の賃貸料を其建設原費に依りて定めんとすると同じく、必ずしも常に其當を得るものに非ず。収益力の減少せる工場を高さ料金にて賃貸せんとせば、借受人なきに至ると同じく、生産的利益の減少せる耕地を高さ小作料にて貸付けんとなせば、遂には小作人なきに至る可し。工業又は鑛山業大に發達し其地方に於ける普通労働者の賃銀著しく騰貴せる幾多の地方に於て、農村の労働者及び小作人が滔々相率ひて田園を去るが如きは正に這般の消息を傳ふる好個の適例なり。

吾人は曩に最近數年來我國幾多の地方に於て商工業の發達が著しく農村労働の賃銀を高め、土地其物の收益産出力を減じたるを言へり。而して斯る場合に於て相當なる小作料低減の必要ある次第を述べたり。然れど吾人は既に前にも述べたるが如く決して全國各地方悉く然りといふに非ず。交易關係の發達せる今日、肥料其他の農業經營の資料の失費は各地の間甚だしき相違なかる可しと雖も、労働の賃銀は需要と供給の關係如何に依りて各地方の間に著しき懸隔あり。從て農業經營の失費と其生産物價との關係は各地方區々たる可きが故に、適當なる小作料増減の程度も亦各地方それ々に適宜之を定むるを至當とす可し。吾人は唯、此に相當數の労働者を農村に引止むるに足る丈の賃銀は、農業必須の經費として投入資本の償却及び利子と共に、先づ小作料に先んじて農業生産物の代價中より控除す可きものなる次第を注意せんとするのみ。

其他、此小作料の高低が地主の經濟的地位並に農産物の増減に及ぼす其影響と之に對する政策に就ては尙ほ幾多の論ず可き點あるも、其議論は暫く之を後日に譲ることとし、此には唯、一言以て、此等の方面に於ける惡影響を緩和する爲に強ひ

て高き小作料を維持し、小作人の負擔に依りて地主の地位又は一般公衆の利益を保護せんとするは不公平にして且つ不當なる處置たる次第を述ぶるに止む可し。(大正十一年六月八日稿)

英國に於ける銀行合同の趨勢と其特色

堀江 歸一

近年の銀行合同

銀行の合同、支店の増設、本支店の協力に依る預金の吸収と云ふことは、多年の間を通じて、英國の銀行界を支配して居つた特殊の事實であつて、同國の普通銀行組織は實に是等の三點を特色として、發達を遂げ來つたことを争うを得ない。然し之を大體から云ふと、英國に於ける銀行合同の趨勢は十九世紀末から二十世紀初にかけて、最も強く之を見るを得たのであつて、歐洲戰爭前には一時停頓の状を示すに至つた。時勢が進歩し、經濟上の諸關係の發達すると共に、金融の中樞機關である銀行の如き、自ら其數を増加し、以つて社會全體の需要に應ずることを普通の道理とするのであるのに、英國に於ける銀行業の統計に徴すると、銀行の數だけは時勢の進歩に拘はらず、年と共に減少し、殆ど其勢を更めない。即ち千九百一一年下